

## 特集：統一地方選に向けて～首長と議会～

### 問われる長と議会の関係

今村 都南雄



議会基本条例の制定が相次いでいる。これでやっとわが国の二元代表制が根付くと思っていたところ、あらためて長と議会の関係をめぐる論議が起きてきた。

きっかけとなった具体的事案は、どれも首長サイドからの議会への挑戦によって彩られている。それが昨今の特徴でもある。総務省に設置された地方行財政検討会議における「地方公共団体の基本構造」をめぐる論議もそれに強く影響されているようである。

議員研修の折などに、地方自治体の政府形態として、たとえ首長主義を採っているにせよ、その首長がいなくともなんとかなるのだが、議会が成立していなければ自治体は存立しない。だから議会のあり方は重要なのだ、と主張してきた私にとっては、等閑視できないところである。

もともと二元代表制は、首長の思い通りになる議会などというものは想定していないのだから、首長と議会が対立しあうことそれ自体は、けっして病理現象ではない。むしろ双方が一体化して、「翼賛体制化」してしまっていることのほうが病理である。長と議会の関係は、この当たり前のことを基本において考えるのでなければならない。

おもに新聞報道で昨今の具体的事案をみるかぎり、首長サイドからの議会への挑戦ぶりは、議会制民主主義の根幹を揺るがしかねないように私には見受けられるのだが、その一方で議会側の対応に頭をかしげるところもある。昨年の初秋にも、そんな思いをすることがあった。

名古屋の中京大学で開かれた日本政治学会に顔を出したついでに、愛知県の温泉地で開かれた、長野県最南端部のある中学校同窓会に顔を出したときのことである。いっしょに温泉につかった友人の名古屋市民は必ずしも市長支持派というわけではないのだが、彼いわく、市長と議会のどっちが悪いかわからないけれど、議員連中の現状維持的な態度にはあきれてしま

う。どんなに自分たちの意に沿わない首長提案であっても、もっとまともに対応すべきではないか。議員たちは、その首長を政治的に支持する選挙民がどんなに多数いるかということに気付いていないのだろうか、というのだ。名古屋市議会はけっこう努力しているにもかかわらずである。

帰途についてからもそのときのことが頭をよぎった。長と議会の関係をめぐる代表的な事案で問われているのは、議会制民主主義の危機かどうかということよりも、もっとそれこそ具体的で分かりやすい次元の事柄であるらしい。しかし、それだからといって、多くの人びとの納得がいく解決策をまとめ上げるのは容易なことではない。たとえば、個別自治体で争点となる議員報酬や議員定数の問題なども格好の具体例であろう。

私たちは、とかく「抽象への逃避」を犯しがちになる。当事者として具体的な問題に取り組むのが厄介だし、責任も負いかねるからである。けれども、民主主義の理念に逃げ込むだけではどうにもならない。異なるかたちの対立を呼び込むだけである。一方は議会あつての民主主義を唱え、他方は多数派市民の政治的支持こそが民主主義の要諦とする。

長と議会の関係について議会サイドのエンパワーメントを強調し、これからもそれを变えるつもりがない私にとっても、それこそ他人事の問題ではない。しかし、具体的で分かりやすい次元の事柄として例示した議員報酬や議員定数にしたところで、今のところ、一律には決められないとしか答えようがない。

代表的事案の政治決着ぶりに関心を寄せながら、なんとも歯がゆい思いに悩まされるこのごろである。

(山梨学院大学・自治体学会会員)

特集：統一地方選に向けて～首長と議会～

## 改めて問う、ローカルマニフェスト

神吉 信之



民主党のマニフェスト運営のまずさから、マニフェストの信頼が失墜している。「履行責任」が疑問視されることもさることながら、進捗状況や軌道修正への「説明責任」がなされていないからだ。03年にマニフェストが地方政治・行政に導入されてから今年で3回目の統一地方選を迎えるが、今こそマニフェスト危機の時もない。そこで、マニフェストは地方政治・行政をどう変えたのか、改めて九州での動きから考察したい。

地方政治・行政の「見える化」は確実に進んだ。九州ではマニフェスト型公開討論会が他の地域より広がっている（福岡県28市中18市）。公開討論会を実施すれば否が応でもマニフェストは書かなければならない。それは加速度的に07年にローカル・マニフェストの配布が公職選挙法の改定で一部配布可能となったことで、小さな町村にまで普及した。「今までの町政は議会と行政の一部の人間で決められてきた」と、熊本県御船町の住民有志が立ち上がりマニフェスト型公開討論会を企画。マニフェストを書かせることで町政の透明性を図った（有権者数1万5千人中800人の来場者）。また、05年の熊本県水俣市長選では産廃処理場の誘致が争点になったが、そこでも住民有志が開催した公開討論会が効力を発揮した。立場を表明していなかった現職が討論の場でその是非を問われ、立場を表明したのだ。そのことで、対立軸が有権者の目に明らかになった。

「見える化」は選挙時だけではない。佐賀県の古川知事が03年の統一地方選でマニフェストを掲げ初当選してからというもの約8割もの県民が「県政が分かりやすくなった」（06年の検証大会で公益社団法人日本青年会議所九州地区協議会調べ）と答えている。また、6割強の県職員が「業務が明確化した」（同会議所調べ）と答えている。

「履行責任」は、特に新人の立場で当選した場合が問題になる。その点、07年に初当選した前宮崎県の東国原知事が参考となる。2月に就任して早々マニフェストをベースに新しい総合計画を約3カ月で策定。今までの事業を0ペー

スで見直しスクラップできる事業はスクラップし、行政改革大綱も新たに策定。将来の財政見込みも試算した上6月議会でマニフェスト関連予算を可決させた。このようにスピーディにマニフェスト履行のための道筋をつくったのだ。

次に「説明責任」だが、検証大会が絶好の機会の場となり得る（福岡県28市中12市）。05年に初当選した福岡県大川市の植木市長のマニフェストの目玉のひとつに木屑をバイオマス電力に換えるというものがあった。だが、回収事業の目処が立たず九電が事業撤退したため実行が困難。軌道修正を余儀なくされたが、06年の検証大会の場で丁寧に経緯を説明した結果、事後アンケートでは概ね好意的な回答が返ってきた。また、熊本県御船町ではマニフェスト検証とは別に町民との「マニフェスト意見交換」を行うことで、より住民ニーズに合ったものに進化させている。マニフェストの柱ごとに実施された意見交換会では計222もの意見が出され、「実施する（時期も含む）・検討する・しない」に区分けし、マニフェストの「強化」や「補完」を図っている。

地方議会改革も首長のマニフェストに刺激を受けて進んでいる事例もある。鹿児島県阿久根市や愛知県名古屋市のように「首長と地方議会の関係」が取り沙汰されているが、上記の御船町では「町長が直接町民と対話をするのなら議会は要らないのでは」と町民から出た議会不要論に危機感を覚え、議会自ら改革を進めている。「議会報告会」からスタートし、昨年通年議会を盛り込んだ議会基本条例を策定。「議会のマニフェスト」として位置づけ、町民から信頼される議会に生まれ変わろうとしている。

分権が叫ばれるようになったのは中央の押し付け政策ではなく地方は地方で独自の政策を行いたいからであって、そのためには地方での政策立案能力に磨きをかけなくてはいけない。ローカル・マニフェストは、分権時代の地方自治体にとって不可欠な装置だ。

（ローカル・マニフェスト推進ネットワーク

九州代表・自治体学会会員）

特集：統一地方選に向けて～首長と議会～

## 会津若松市議会の議会改革 ～議会からの政策形成～

井島 慎一



### ◎はじめに

会津若松市議会は、2008年6月、議会基本条例を制定し、以来この間、条例をツールとして「政策形成サイクル」を構築し、その運用を通じ、議員報酬・定数のあり方、公共施設建替構想の再考、議会による財政分析などの取り組みを進めてきています。私はこの間、議会事務局の主担当として制度設計に携わってきましたが、本稿ではその一端を感想的に紹介させていただきます。

### ◎議会基本条例の意義

当市議会の第1の特徴は、議会基本条例を「市民にとっての新たな価値創造に向け、市民参加を基軸とした政策形成サイクルの確立・実践により積極的な政策形成を行い『まちづくりに貢献していく、そのためのツールである。』と定義している点である。これにより、最終目的は「まちづくりへの貢献」、エンドユーザーは「顧客たる市民」であって、あくまでも「条例はツール」である、という原点を再確認している。

### ◎政策形成サイクルの概要・効果

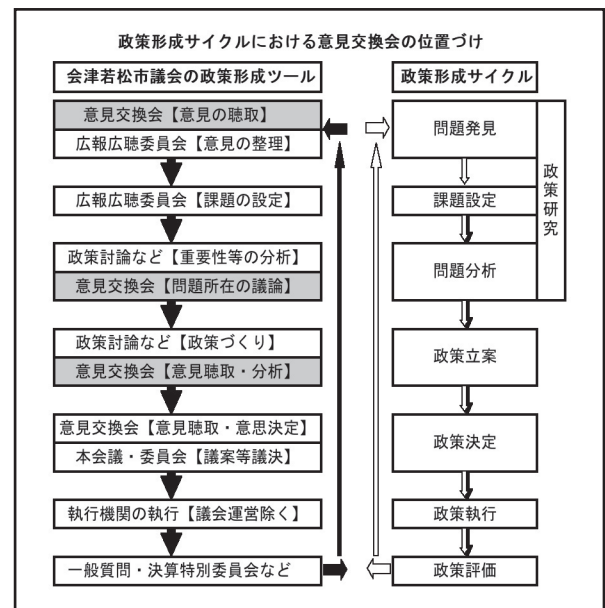
第2の特徴は、3ツールによる政策形成サイクルの運用である。これは、牧瀬稔氏の「政策形成サイクル」を参考とし、そこに、「市民との意見交換会」、「広報広聴委員会」及び「政策討論会」の3ツールを対応させたものである(図1)。これは①市民との意見交換会をサイクルの起点とし、そこで交換した意見については、②広報広聴委員会で、『問題を発見』した上で、その中から帰納法的に『課題を設定』し、その政策課題に対しては、③政策討論会で『問題分析』、『政策立案』を行うことを通じて、市民意見・要望に応えようとするモデルである。

このサイクルモデルは、「議会内の政策研究」と「年2回の市民との意見交換会(地区別)」を通じた「市民とのキャッチボール」を各プロセスで行うことを可能としている。

これにより、議員各位も事務局も市民への説明責任を強く意識せざるを得なくなり、その結果、議会内の政策研究にも自然と力が入る、という好循環が生まれている。会津若松市議会がわずか3年程度で、急速に、しかし確実に、制度改革と政策実現を図ることができた最大の理

由はここにあると感じている。

【図1 政策形成サイクルと3ツール】



### ◎議決責任と議員間討議

第3の特徴は、議会基本条例により議決責任を明確に認識することで、議決の主体である議会としての意思決定のあり方にこだわり、そのために議員間討議を重視し、かつ、一定程度有効に機能させている点であろう。首長の与党会派の存在など、当市議会にも現実的な問題はあつたものの、全議員が議会という看板に責任を持ちながら「市民と地域のため」という思いで、真摯な議論を重ねている。その結果、首長との関係でも、政策に関する決議や首長提案議案に対する附帯決議を有効に行い、自治体としての政策形成にも有効に関与できているのではないかと感じている。

### ◎終わりに「議会からの政策形成」

その他、議会活動へのマーケティング・ミックスの活用、執行機関との関係モデル、議員報酬関数、議員定数モデルなど、当市議会に独自のフレームワークがありますが、紙面の都合上紹介できないので、詳しくは、「会津若松市議会編『議会からの政策形成』ぎょうせい、2010年」を是非とも御覧いただくようお願いいたします。

(会津若松市・自治体学会会員)



## 会員の声 (団体)

## 元氣をつなぐまち、新しい河内の八尾

## 八尾市

八尾市は、大阪市の東に位置する人口約27万の都市です。大阪平野の中部にあり、南には大和川が流れ、大都市近郊という恵まれた立地条件を活かして古くから産業や交通の要として発展してきました。心合寺山古墳をはじめ、多くの文化財や史跡など歴史的遺産を有するとともに、「河内音頭のまち」としても広く知られています。夏には市内各所に60~70の櫓が立ち、毎年8月下旬には「八尾河内音頭まつり」が盛大に開催され、世代を超えた多くの人々で賑わっています。

また、本市はものづくりが盛んで、中小企業が多く、高度な生産技術と製品開発力が国内外から高く評価されています。全国トップシェアの歯ブラシ生産をはじめ、金属製品や電子機器など、最先端技術に至るまで、匠なる技が人・地域・まちの未来を支えています。

その他にも、近畿第1位の収穫量を誇る「八尾えだまめ」や食物繊維、鉄分およびカルシウムを多く含む栄養価の高い「八尾若ごぼう」などの特産品があり、歴史・自然に囲まれ、地域に根ざした「ものづくりのまち」として発展し続けています。

本市ではこれまで、地域のまちづくり活動を支援するため、さまざまな取り組みを行ってきました。地域担当としての専任職として「コミュニティ推進スタッフ」を各中学校区に1名計15名を配置し、また、市民と市長が直接意見を交わす「八尾市の未来を語るタウンミーティング」を各小学校区で開催するなど地域の声をまちづくりに活かす取り組みに力を注ぎました。

平成23年度から、めざすまちづくりの姿（将来都市像）を「元氣をつなぐまち、新しい河内の八尾」として新しい総合計画『やお総合計画2020』がスタートします。計画期間である10年間で、より一層地域分権を推進し、「暮らしに身近な地域のまちづくり」を進めることとしています。そのため基本計画は、「目標別計画」に加え「地域別計画」を盛り込み、市全体を見渡した「八尾市全体のまちづくり」を考えるだ

けでなく、学校区を単位とする地域の特性に応じた「地域のまちづくり」の視点も併せ持ち、八尾のまちづくりを進めていく計画となっています。

今後、地域の自発性や多様性を尊重し、地域の想いがまちづくりに反映する仕組みや体制づくりを一層押し進め、地域と行政が一体となって、「元氣をつなぐまち、新しい河内の八尾」の実現をめざしていきます。

本市と自治体学会の関わりは古く、創設時から団体会員となり、現在の田中誠太市長も個人会員です。特に、本市に自治体学会の精神を深く根付かせたのは、本市の元助役であり元自治体学会代表運営委員でもあった故森田桂司氏です。氏は昨年3月に急逝されるまで、自治体職員が時代の課題を考えることの重要性を説くとともに、それを支える人と人とのネットワークづくりに尽力されていました。氏の活動と情熱が、本市の人材育成の礎となっています。最近では、さまざまな分野で自治体学会会員の先生方に研修講師をお願いしており、自治体学会とのつながりが強くなっています。

さらに、人材育成の一環として、毎年2名の職員を全国自治体学会に研修派遣し、熱い思いを持った方々の研究発表や講演を聞くことで大きな刺激を受け、一まわりも二まわりも成長して帰庁しています。また、職員の自己啓発の一環として、近畿自治体学会の情報を全職員に提供し、自主参加を促しています。

残念なこととしては、団塊の世代の会員が退職する一方で新たな職員の入会がなく、個人会員が減少しています。しかし、自治体学会の活動は今後も変わらず本市職員の人材育成に役立つと考えています。自治体学会の活動を通じて人と人が出会い、新たなネットワークが生まれ、そこからやる気に満ちた自治体職員が育ち、より多くの自治体で今以上に活気と元氣が溢れるよう期待しています。

最後に、今夏の所沢大会にも本市職員が参加いたしますので、気軽に声をおかけください。

(自治体学会団体会員)

## 会員の声（職員）

## 増えてきた？ 自主研究グループ

池谷 朋幸



分権一括法成立の年、1999年入庁の私は、当時の熱気にあてられて、入庁後ほどなく庁内のいくつかの自主研究グループに出入りすることになった。

先輩方と出会い、色々なことを学ばせていただいた。自治体学会に入会したのも、そこで出会った方々の導きだ。

その後私は、こうした自主研究グループで、最年少のメンバーとして長い年月を過ごすことになってしまった。そもそも組織があまり多くの職員を採用しなくなっていたこともある。職場でもそうだが、後輩がなかなか入ってこない状態というのは、結構ツライ。徐々に少なくなっていく仲間たちと、細々と活動を維持していくのがやっと、という時期が続いたりもした。

そんな状況がここ2～3年でだいぶ変化してきた。顔と名前がすぐに一致しない若手職員を勉強会等でちらほら見かけるようになって

きた。（私がさぼりがちなだけかもしれない…）

地道なリクルート活動が実を結んだ部分もあるだろうし、単純にまとまった数の職員が採用されるようになったせいかもしれない。

ただ、大事なポイントだと改めて思い至ったのは、活動に目標があると人は集まりやすいということ。「自治体法務検定」に向けての勉強会などを、ファシリテーターに人を得て適切に運営できると、ちゃんと人は集まってくる。

ちょっと気になるのは、こうした明快な目的のものとの活動だと、外部の方々とネットワークがちょっと弱くなること。自治体学会のような場で、様々な方々とつながっていく方法についても、なんとか「後輩たち」にも引き継いでいきたい。

（神奈川県庁・自治体学会会員）

## 会員の声（研究者）

## 研究テーマと私

白井 絵里子



“その後の考え方や生き方を変えてしまうような経験”というものをもちの方も少ないのではないのでしょうか。私は自治体職員になって3年目にそのような経験をすることになりました。開発援助を行うNGO（非政府組織）が国連機関と協力して復興支援を行うプロセスにボランティアとして関わる過程で、政府と非政府が対立的な関係ではなく対等な立場に関わることによって相乗効果が生まれるという場面に立ち会って鳥肌が立つような興奮を覚えました。“自治体だけではできないことも市民やNPO（民間非営利組織）と一緒にだったらできるかもしれない”ということに気付いた瞬間、市民から求められていることに対して自治体職員としてどのように応えていくことができるのかを悶々と考えていた私の視界が一気に開けたのでした。これは今日でいえば「自治体と市民・NPOとの協働」ということになるとは思いますが、以来このテーマと付き合い始めて10年が過ぎました。この間、このテーマと正面から

向き合いたいという思いから自治体職員を辞し、大学院において福祉分野における実践に焦点を当てて研究を続けてきました。実際に「協働」に関わった自治体職員の方やNPO関係者のお話をお伺いしていくうちに、“偶然を必然に変えるもの”が存在していないと双方が満足のいく「協働」を実践することは難しいということに気付かされました。様々な現場での実践に丁寧の意味付けをしていくことで“偶然を必然に変えるための取組み”に関する暗黙知を形式知にし、それらを「協働」の場面で共有していくことが求められているのではないかと考えています。

当学会に参加しておられる方々がそれぞれの現場から発信される貴重な声をしっかり受け止め、自治体職員と市民、NPOとの間を橋渡しできる存在になれるよう、これからも常に現場に学びながら研究を進めていきたいと思っています。

調査専門員（非常勤国家公務員・自治体学会会員）

## 会員の声 (市民)

## 自治体学会への期待

水 昭仁



自治体学会の目的は、「市民的視野に立ち地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおり、地域ごとの研究活動を促進し、自治体の自律的政策形成を促し、もって自治体学の創造と地域自治の発展に寄与することを目的とする。」と規約第2条に定められ、地域ごとの学会活動も活発に行われている。

ところでわが国は、山、平野、半島、海、島という複雑かつ不連続・不均質な国土で形成され、人々の暮らしも自治体も多様である。

地域ごと、ではなく、地域や自治体の特性に応じた学会活動の展開可能性はあるか、離島市町村を例に考えてみよう。

わが国は、6,852もの島々から構成される海洋島嶼国家であり、北海道、本州、四国、九州、沖縄本島の主要5島を除き、約420もの有人離島がある。数多ある離島の存在ゆえ、世界第6位の447万km<sup>2</sup>に達する広大な排他的経済水域を掌中とし、将来に向けた海洋資源の占有と多様な利活用の権利を確保する。

離島は、「環海性」「隔絶性」「狭小性」という特

性から高コスト構造下であり、住民生活や産業振興においてハンディキャップを背負わされている。象徴的な例が、離島航路・航空路運賃である。「汽船も亦道なり」という先人の言葉を想起されたい。

さて、離島に関わる自治体は、離島振興法並びに奄美、小笠原、沖縄各振興法対象に限っても、73市44町24村の計141自治体となる(平成22年4月1日現在)。

離島地域においては、人口減少と過疎高齢化が本土に先駆けて進行し、このまま推移すれば、特に小規模な離島において早晩、住民定住が困難になると思われるほど危機的な状況である。

離島自治体は共通する課題があり、同様に県都、源流、中山間、限界集落などの自治体も、それぞれに共通する課題があるはずだ。

自治体学会は、実践と理論をつなぐ学会と認識している。地域や自治体の特性に応じた横断的な学会活動を常設的に展開することで、より、実践的な学会とできるのではないかと思う次第である。

(日本離島センター・自治体学会会員)

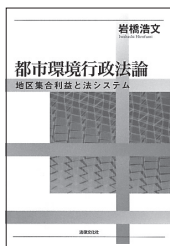
## リレー書評

岩橋浩文著

## 『都市環境行政法論—地区集合利益と法システム—』

(法律文化社 2010年 A5判 330ページ 定価 6,930円(税込))

評者：千葉 実



いまや、開発行為等の第三者たる近隣住民が有する生活環境上の利益を重要視しない者は皆無であろう。

しかし、それを法的に保護するとなると存外に難しい。

著者は、従来反射的利益として軽んじられてきた、住民の景観享受、災害防止や環境保全上の利益等を集合した個別的利益である「地区集合利益」と構成し、行政法的に保護することを主張する。そこには、地区住民の立場から、「安全で良好な居住環境を確保するための法的効果をいかに共有していくか」を追究するとの狙いがある。

本書は、序説と結語のほか、4章により構成される。地区集合利益の法的位置づけを明らかにした後(1章)、現行法・条例が定める制度とその運用実態等を分析し、当該利益を具現化及び保護する手続と効果を確認する

(2、3章)。その上で、それらが有効に機能するよう相互補完させながら活用する方策を提案する(4章)。

熊本県職員である著者は、実務者と研究者の複眼的視点から、行政法総論、作用法及び救済法等の都市環境に関する部分を総合すべく、意欲的に議論を展開する。その前提として、先行研究を(断片的で問題の核心に触れていないとして)批判的な立場から丹念に分析しており、それらの概観に有益である。また、自身の博士論文をベースにしていることから、全体的にも論点ごとにも考察の目的や方法等が示されており、高度な内容であるのに読み易く、議論の進め方も学べる。何よりも、問題を根本的かつ実効的に解決しようとする情熱が随所に垣間見え、実務者にも研究者にも大いなる刺激と示唆を与えるに違いない。

(岩手県庁・自治体学会会員)

## 六法を英語で読む

「日本法令外国語データベースシステム」準拠国際業務(滞在外国人のトラブル処理など)でつかわれる9法の和英対訳基本六法 森田徳編著●2625円

## 地方自治の歴史・思想と哲学

西洋近代自治論 小滝敏之  
画一化、集権化と綱引き・対抗しながら歩み続けた「自治・自律の思想」の近代を骨太に描く。●5040円

## 地方自治と行政活動

日常生活に身近な地方自治と行政活動についてのテーマを平易解説。2部12章の簡潔構成で分かりやすさを実現した新テキスト。大塚祐保/坂野喜隆編著●2520円

## 討議で学ぶ自治原論

「自治」とは何か? 「自治する」とはどういうことか? 「自治」と「地方自治」は同じなのか? 討議方式で自治の原型を探る。辻山幸宣+サードネット編著●2310円

図書目録頁 〒112-0006 東京都文京区小日向2-31-25

公人社

☎03-3947-5079/振替00180-7-25421/価格税込



## 企画部会からのお知らせ

## 自治体学会埼玉所沢大会の企画概要と分科会、研究発表の公募について

自治体学会埼玉所沢大会は、下記の要領で開催します。

## 統一テーマ

「地域の未来、市民自治の“翼”にのせて  
～所沢で考える 新しいまちのかたち～」

## 日時

2010年8月18日(木) 全国自治体政策研究交流会議  
8月19日(金) 自治体学会埼玉所沢大会

## 場所

所沢市民文化センター MUSE (西武新宿線航空公園駅下車) 他

## 企画概要

## シンポジウム

「改めて問う“自治体のミッション”と自治体学の役割」

## 分科会

①人口減少社会 (a) コミュニティ再生の視点から、(b) 郊外都市のまちづくりの課題、②市民と向き合う議会、③協働は自治体のガバナンスとなり得るか? ④それでも総合計画は必要か?、⑤地域医療を考える～社会のセーフティネットをどう守るか、⑥地域でともに生きる「分かち合い」の社会を求めて、公募自主企画、地元企画

## 公募研究発表

ポスターセッション (5月号ニュースレターで公募)

## エクスカッション

## 分科会企画の公募

分科会の自主企画を公募します。希望の会員は企画趣旨、出演予定者、企画責任者(自治体学会員)及び連絡先、希望する時間帯(午前又は午後の2時間)を含む企画書を4月14日(木)までに自治体学会事務局まで提出して下さい。応募件数、テーマの重複状況などに応じ企画部会で調整、選考させていただきます。

## 研究発表の公募

昨年に引き続き、会員公募の研究発表セッションを設けます。4月以降、HPに応募規定を掲載して、エントリーを受け付けます。発表後、希望者に論文や実践レポートを提出してもらい、学術論文として提出された場合の査読体制を整える予定です。

## プレ大会

日時 2010年5月21日(土)13時～16時30分  
17時から情報交換会

## 【会場】

所沢市民文化センター MUSE  
(西武新宿線航空公園駅下車)

## 【テーマ】

「郊外都市は生き残れるか?」  
～ベッドタウンから目覚めるまちへ～

## 基調講演

「郊外都市における人口問題」  
西村 周三氏 (国立社会保障・人口問題研究所所長)

## パネルディスカッション

秋元 孝夫氏 (多摩ニュータウンまちづくり  
専門家会議 副理事長、一般社団法人多摩地域  
安心センター 代表理事)  
平岩 敏和氏 (所沢青年会議所第48代理事長)  
池田 容子氏 (陽子ファーム代表)  
鏡 諭氏 (自治体学会会員・入間市民)  
コメンテーター 西村 周三氏  
コーディネータ 廣瀬 克哉氏 (法政大学教授)

## 【申し込み】

埼玉所沢大会実行委員会企画部会長関根までメールでお申込ください。

E-mail : sekine-939@m2.pbc.ne.jp

## 【問い合わせ先】

所沢市政政策企画課

電話 : 04 (2998) 9027

## 運営委員会速報

## 4委員会設置 &amp; 「田村明まちづくり賞」の募集について

3月5日に開催されました運営委員会で、田村明先生のご遺族から提供された基金をベースに、学会として、賞の設置を進める学会賞委員会(委員長:西村幸夫東京大学教授、副委員長:国吉直行会員)の設置が了承されたほか、学会の新たなガバナンスを確立し、事業部門の強化を通して、会員の拡大によって、学会の継続性を確保し、会員のみなさんの活躍の場作り、学会の水準の向上を図ることなど学会の活性化に取り組んでいくために、今回、少数精鋭による実行型タスクホースとして、次の3つの委員会を設置し、活動内容については夏の運営委員会までに」さらに詰めていただくことになりました。

学術委員会(委員長:西尾隆国際基督教大学教授)

ガバナンス委員会(委員長:中川幾郎代表運営委員)

事業企画委員会(委員長:中島興世代表運営委員)

その他、今年度の事業報告案、決算報告案、次年度の事業計画案、予算案等については、いずれも原案通り承認されました。

この結果、自治体学会表彰規定の細部については、夏の運営委員会に向けて学会賞委員会ですらに検討を深めていただいて決定することになりましたが、これからまず、夏の埼玉所沢大会に向けて、自治体学会賞として「田村明まちづくり賞」の募集が始まります。今年度の募集要項については、早急に検討を進めて、ホームページに掲載していくこととなりますので、ホームページ等をご覧いただいて、ふさわしい事例につきまして、応募のご準備を始めてくださるよう、ご案内申し上げます。田村明まちづくり賞については、学会員の関わるものだけに限らないということになっておりますので、各地域でのまちづくりの実践的な活動につきまして、会員の皆様の積極的なご推薦を期待いたします。

月刊誌

## 都市問題

都市問題、地方自治の専門・学術・情報誌

編集・発行/(財)東京市政調査会  
B5判、毎月1日発行  
定価:750円(本体714円)  
年間定期購読料9,000円  
(送料本会負担)

発売中 「都市問題」公開講座  
ブックレット21

## 岐路に立つ地域医療

〈基調講演〉貴田岡博史  
〈パネルディスカッション〉  
天野巡一・熊坂義裕・杉元順子・  
千葉茂樹・新藤宗幸(司会)  
2011年2月、A5判、72頁、定価:500円  
(税込、送料180円)

2011年2月号

巻頭言 陣内秀信

特集1 現代日本と「鬼」

特集2 自殺問題を考える

【インタビュー】西山太吉(ジャーナリスト)

2011年3月号

巻頭言 小宮輝之

特集1 就労支援のいま

特集2 統一地方選挙で問われるもの

【インタビュー】川内博(都市鳥研究会事務局長)

財団法人 東京市政調査会

URL : http://www.timr.or.jp E-mail : toshimondai@timr.or.jp

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館

TEL (03) 3591-1262 FAX (03) 3591-1266

学会ストリート

新会員のご紹介 (2010.12.23 ~ 2011.2.23)

個人

高橋 慶多 (入間市役所 総務部 収税課)  
 笛田 真裕 (上越市 自治・市民環境部  
 中部まちづくりセンター)  
 池田 正義 (ユニバーサル造船 (株) 舞鶴事業所)

金谷 一郎 (大阪市東成区役所)  
 本谷 知代 (埼玉県教育局 埼玉県立飯能南高校)

団体

公益財団法人 特別区協議会

編集部会員 MEMO

これも何かの縁か、ここ数年で3つの部  
 会員を経験した。裏方だから、ジャーナリ  
 ストとしては不本意ながら、大会の取材は  
 ままならない。その代わり、志のある自治  
 体職員をはじめ方々に知己が増えた。様々  
 な人と出会い、世界が広がることほど有り  
 難いことはない。「無縁社会」が流行語にな  
 る時代、大切なのは「円(金)の豊かさ」  
 より「縁の豊かさ」である。そう考えると、  
 1万円足らずの年会費は随分と安いものに  
 思えてくる。(松本)

先日、日本三景の一つで「股のぞき」で有  
 名な「天橋立」へ行った。「股のぞき」して  
 見ると「天橋立」は色々なものに見えるとい  
 う。見る人のイメージによって「龍が天に登  
 る姿」「一の文字」「空に伸びる道」など、さ  
 まざまなものに化けるらしい。人が持つイ  
 メージは変わりやすく千差万別である。4月  
 の統一選挙、イメージを上手に作り上げる候  
 補者が有利になるのだろうか。いずれにせよ、  
 有権者として自分のイメージはしっかり持ち  
 たいものだ。(的場)

会員の著作と  
 刊行物ガイド

『新しい公共と自治の現場』 2011年2月1日発行

寄本勝美・小原隆治 編 コモンズ 03-5386-6945



事務局からのお願い

**会費納入について**…自治体学会は会員の皆様の会費で運営されています。今年度会費をまだお納めでない方は、速やかにお払い込みくださいますようお願いいたします。

**新年度会費について**…まもなく新しい年度が始まります。新年度会費を郵便局または銀行の自動引き落とし手続きをお執りいただいている方には、5月中旬ご指定の口座から振り替えさせていただきます。また、郵便局からお払い込みいただいている会員の方には、5月中旬に郵便払込票をニュースレターに同封してお届けいたしますので、お振り込みをお願いします。

**学生会員の皆様へ**…現在、学生会員としての会費の適用を受けておられる会員の方は、新年度の在学確認のため、在学証明書又は学生証(有効期限記載)のコピーを4月末日までにメール、FAX、郵送のいずれかで事務局まで送付いただきますようお願いいたします。

月刊  
**地方自治  
 職員  
 研修**

自治をつくるひとの  
 政策情報誌!

3月号〈特集〉住民意思反映と自治の展望／本と自治体の関係・明と暗  
 2月号〈特集〉自治体の情報公開・管理  
 1月号〈特集〉都市格・自治体格アップ大作戦!  
 12月号〈特集〉“2010”～地方・自治の動態  
 それぞれ定価:800円(税込み)



96号 **クイズ de 地方自治**  
 自治体学が身につく! 28分野240問  
 95号 **公務職場のパワーハラスメント**  
 金子雅臣 著  
 それぞれ定価:1680円(税込み)

**公職研**

〒101-0051  
 東京都千代田区  
 神田神保町2-20  
 ☎ 03-3230-3701  
 fax03-3230-1170



http://koshokuken.co.jp